

乗合タクシーによる 地域交通サービス(案)



平成20年3月

白馬村役場 保健福祉課

目次

新たな交通支援施策	1
住民ニーズ	2
乗合タクシーとは	4
乗合タクシーの運行形態	5
運行内容の検討	6
デマンド運行の体制	11
検討組織	12
運行スケジュール	14
住民参加	15

新たな交通支援施策

■ 福祉タクシー乗車券の交付

高齢などの理由から自らの交通手段を持たない住民に対して
タクシーを利用する場合にその料金の一部を助成

■ 保育園児の送迎

保育園の統合により、通園距離が著しく遠くなる園児を送迎



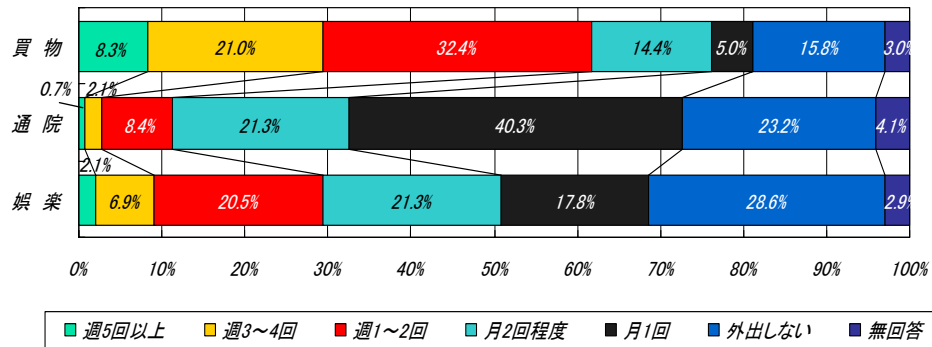
乗合タクシー事業

住民ニーズ(1)

■ 高齢者の日常の外出活動と移動に関する調

(村内に住所を有する65歳以上の高齢者を対象)

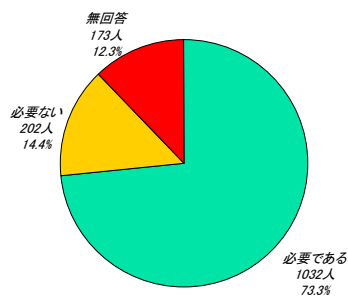
Q.「買物」「通院」「娯楽」の各目的でどのくらい外出しますか？



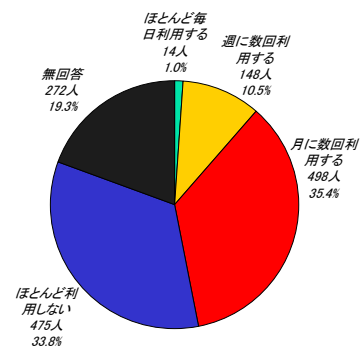
2

住民ニーズ(2)

Q.これからの白馬村にデマンドタクシーのようなサービスが必要だと思いますか？



Q.デマンドタクシーが運行された場合、どのくらい利用したいと思いますか？



3



乗合タクシーとは

■ 乗合タクシーとは

過疎地や交通空白地域等での輸送需要や住民ニーズに対応するため、乗合バスではなく、乗車定員10人以下の自動車（タクシー車両）を使用した運行形態。最近では、都市型デマンド交通にも利用されてきている。

■ 乗合タクシーのメリット

- ◎バス車両よりもコスト面で有利
- ◎狭隘道路、雪道でも運行可能
- ◎利用者ニーズに合致した運行がしやすい
- ◎運行回数などに機動力を発揮
- ◎デマンド方式を採用すれば、ドア・ツー・ドアの運行が可能

4



乗合タクシーの運行形態

■ 定時定路線運行（または区域運行）

- ①停留所型：決められた停留所で乗降
- ②フリー乗降型：運行ルート内であれば乗降自由

■ デマンド運行

- ①フルデマンド：予約を受けたときに限り運行
- ②一部デマンド：路線の一部がデマンドルートになっており、予約を受けた場合に限り、デマンドルートへ迂回運行

5



運行内容の検討(1)

■ 運行範囲・運行形態・運行日

①高齢者等の移動支援

- ・村内全域をフルデマンド運行
- ・土日、祝祭日及び12月29日から1月3日を除く毎日
運転（年間約240日）

②保育園児の送迎

- ・内山、佐野、沢渡、三日市場、堀之内地区としろうま保育園
間を区域運行
- ・休園日を除く毎日運転（年間約230日）
（希望保育日：年間約10日は保護者の希望により運行）

6



運行内容の検討(2)

■ 運行時間

①高齢者等（デマンド運行）

- ・午前8時30分（始発）から午後3時30分（最終）まで
- ・1日5便（〔例〕 8:30 10:00 11:30 14:00 15:30）

②保育園児送迎（区域運行）

- ・朝（行き） 夕（帰り） 各1便

朝（行き）		夕（帰り）	
乗降場所	出発時間	乗降場所	出発時間
白馬南小学校	7:50	しろうま保育園	16:00
↓		↓	
サンサンパーク	8:00	サンサンパーク	16:15
↓		↓	
しろうま保育園	8:15 着	白馬南小学校	16:25 着

7



運行内容の検討(3)

■ 運行形態

一般乗合旅客自動車運送事業者（タクシー事業者）へ運行委託

■ 運行車両

ジャンボタクシー：2台

■ 予約方法

① 高齢者等（デマンド運行）

利用者は事前登録した者とし、運行前に電話で予約

② 保育園児送迎（区域運行）

1ヶ月単位の予約とし、片道、往復の選択が可能



運行内容の検討(4)

■ デマンド型配車システム（配車票式）

利用者から電話を受けたオペレーターは、予約配車システムにより、出発地・目的地等を受け付け、効率の良い運行ルートになるように調整した後、配車票を出力する。

ドライバーは配車票に基づき、住宅地図で利用者の位置を確認してから運行

■ 車両搭載無線

事業者と同周波数の無線機器を搭載

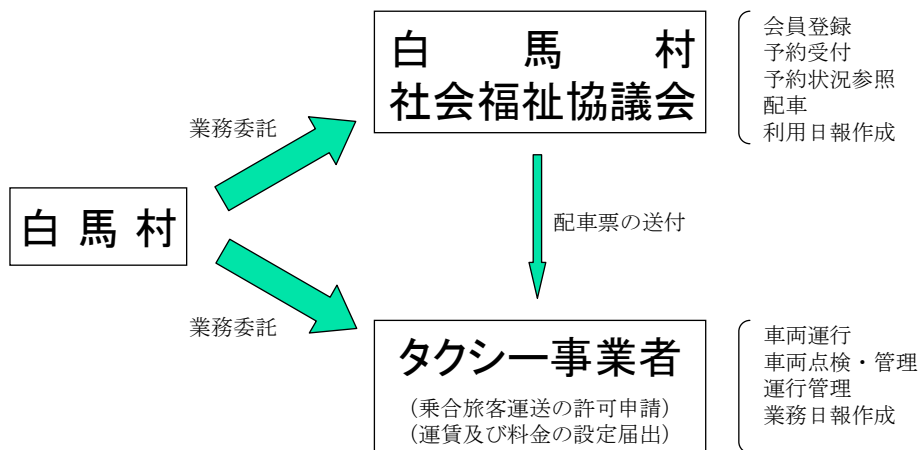
運行内容の検討(5)

■ 運賃

- ①高齢者等（デマンド運行）
1乗車300円程度としたい。（今後調整）
- ②保育園児送迎（区域運行）
一家庭 往復3000円/月 片道1500円
- ③その他
回数券、セット割引券、障害者等に対する割引制度などは
今後要検討

10

デマンド運行の体制



11



検討組織(1)

■ 地域公共交通会議

地域の実情に応じた適切な乗合旅客事業の態様及び運賃等に関する事項等を協議するため、その設置が道路運送法に規定されている。

①検討事項

〔運行態様・運賃及び料金・事業計画（路線、使用車両等）・運行計画・路線〕

②構成員（道路運送法施行規則で規定）

〔村長、県企画局交通政策課長、地方事務所長、建設事務所長、白馬村交番所長、運送事業者及びその組織する団体、公募による村民、住民代表、運輸局地方運輸支局長、運送事業者の運転者が組織する団体の代表、村長が指名する職員〕



検討組織(2)

■ 検討委員会

①検討事項

〔既存交通の実態調査、利用ニーズ調査、運行方式、運行経費
運行エリア、車両台数、運行時刻、運行ルール、周知方法〕

②委員構成

〔村、福祉関係者、医療関係者、交通事業者、住民代表ほか〕

運行スケジュール

■ 運行までのスケジュール

	H20. 4	10	H21. 4
園児の送迎		試験運転	本格稼働
デマンド運行			試験運転 本格稼働
運行の形態		法21条による試験運行	法4条乗合運行

14

住民参加

■ 住民参画の手法

- ①住民意向調査（実施済）
 - 高齢者の外出活動と移動に関する調査
（65～80歳：アンケート調査 81歳～：聞き取り調査）
- ②公聴会・説明会の開催
 - 運行計画案を住民に説明し、意見や要望を聴取
- ③パブリックコメントの実施
 - 事業計画素案に対して住民から意見を募集し、計画案に反映
- ④情報公開の実施
 - 計画の策定過程や素案などを広報やホームページでお知らせし、多くの住民に関心を持っていただく

15